

第
4388
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 12月 19日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税の免税制度の見直し

Q：消費税の免税制度が再度見直しされるのではと聞きました。どういうことですか？

A：会計検査院から再度の検討を要するとの意見が報告されています。

【解説】

今年度の税制改正で消費税の免税制度が見直され、来年から施行されることになっていますが、さきごろ、会計検査院から次のような報告がなされ、今後も検討を要するとされたので、再度の改正になるやもしれません。

①資本金1000万円未満の新設法人において設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けている法人の中には、設立当初の第1期事業年度から相当の売上を有する法人が相当数見受けられた。

②法人成り後も相当の売上高を有しているのに、第1期課税期間及び第2期課税期間において免税事業者となっている法人が相当数見受けられた。

③1000万円未満の資本金で法人を設立し、第2期事業年度開始の日の翌日以降に増資を行い資本金を1000万円以上にするなどにより、免税事業者となっている法人が見受けられた。

④設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けた後の第3期事業年度以降に解散等している法人が見受けられた。

消費税の課税の趣旨等の例外として設けられている事業者免税点制度の在り方について、引き続き、様々な視点から不断の検討を行っていくことが肝要である。

